

大学連携研究設備ネットワークによる設備相互利用の促進事業実施規約

平成 22 年 3 月 8 日
大学連携研究設備
ネットワーク協議会
最終改正 平成 29 年 3 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 大学連携研究設備ネットワークによる設備相互利用の促進事業（以下「ネットワーク事業」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 協議会 大学連携研究設備ネットワーク協議会規約（以下「協議会規約」という。）
第 1 条に規定する大学連携研究設備ネットワーク協議会
- 二 機関 協議会規約第 3 条第 1 項第 1 号の規定により協議会の構成機関となった国立大学法人又は大学共同利用機関法人
- 三 地域委員会 協議会規約第 7 条に規定する(1)から(12)の地域(以下「地域」という。)毎に置かれた大学連携研究設備ネットワーク地域委員会
- 四 拠点機関 協議会規約第 10 条に規定する地域委員長(以下「地域委員長」という。)が所属する機関
- 五 相互利用 第 3 条第 2 号に規定する大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システムに登録された他機関あるいは機関内他部局の研究設備を利用すること。
- 六 共同利用 第 3 条第 2 号に規定する大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システムに登録された大学共同利用機関に設置されている研究設備を大学の研究者が利用すること。
- 七 研究設備 各機関が所有する物質科学全般の研究設備

(事業区分)

第 3 条 各機関は、相互に連携して、次の各号に掲げる事業を実施する。

- 一 各機関が所有する老朽化した研究設備の復活再生及び最先端研究設備の整備
- 二 前号で復活再生した研究設備及び整備された最先端研究設備並びに各機関が所有する既存の研究設備で相互利用・共同利用に供する設備を対象とする大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システム（以下「予約・課金システム」という。）の運用
- 三 前号で予約・課金システムに登録した研究設備の相互利用・共同利用
- 四 前号に規定する相互利用・共同利用の促進及び技術職員等の人材育成を目的とした講習会等の開催
- 五 その他、前各号に附帯関連した事業

(実施体制)

第 4 条 前条の事業を実施するにあたっては協議会及び地域委員会の意向を踏まえて行う。

(事業期間)

第5条 ネットワーク事業の事業期間は、平成22年度から平成33年度までの12年間とする。ただし、予算措置等の事情により必要となった場合には、事業期間を短縮又は延長することがある。

(相互利用・共同利用設備の提供)

第6条 ネットワークの有効活用体制を確立するため、各機関は、次の各号の設備を相互利用・共同利用に供する。

一 自然科学研究機構から経費を受け、復活再生又は整備した設備

二 各機関が所有する設備で相互利用・共同利用に供する設備

2 前項の設備を相互利用・共同利用に供する期間は、原則として、当該設備を予約・課金システムに登録した時から前条に定める事業期間の終期までとする。

3 各機関は、第1項の設備を相互利用・共同利用に供するに当たっては、可能な限り他機関の利用者に不利とならないような取り扱いをしなければならない。

(登録手続き)

第7条 各機関の協議会委員は、別に定める様式により前条第1項の設備の予約・課金システムへの登録申請を行うものとする。

2 前条第1項第1号の設備の予約・課金システムへの登録申請は、当該設備が復活再生又は整備されてから3ヶ月以内に完了しなければならない。

(抹消手続き)

第8条 前条により登録した設備のうち第6条第1項第1号の設備を廃棄以外の事由で予約・課金システムから抹消しようとする場合は、事前に地域委員会において了承を得なければ、これを行うことができない。

第9条 削除

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

一 この規約は、平成22年4月1日より施行する。

二 この規約に記載した事業のうち、予算措置を必要とする事業については、当該事業に関する予算措置があったときにこの規約を適用するものとする。

附 則

この規約は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日より施行する。